

○厚生委員会

· 内閣提出法律案（四件）

### (衆)は提出時の先議院

• 本院議員提出法律案（二件）

## 老人保健法等の一部を改正する法律案（第二百二十回国会閣法 第二八号）

### 要旨

本法律案は、老人の保健、医療及び福祉にわたる総合的な施策の一環として老人について適切な看護及び介護に係るサービスを提供するため、老人保健制度において老人訪問看護療養費制度を創設するとともに、老人保健制度の長期的な安定を図るため、老人保健施設療養費等に係る公費負担の割合を引き上げ、一部負担金の額の改定を行う等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、老人訪問看護療養費を公費負担割合の引上げ対象に追加すること、一部負担金の額の引上げを段階的に行うこと、一部負担金の額を改定する指標を全国消費者物価指数とすること等の修正が行われている。

### 本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、老人訪問看護制度の創設

- 1 医師の判断に基づき老人訪問看護事業者から看護サービスを受けた在宅の老人に対し、老人訪問看護療養費を支給するものとする。
- 2 老人訪問看護事業者とは、厚生大臣が定める人員や運営の基準に従って適正に老人訪問看護を提供することができる者

として、都道府県知事が指定したものという。

3 老人訪問看護療養費の額は、訪問看護に要する平均的費用等を基礎として、中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定める基準により算定するものとし、また、利用者は老人訪問看護事業者に利用料を支払うものとする。

#### 二、公費負担割合の引上げ

老人医療の費用負担について、老人保健施設療養費、特例許可老人病院のうち政令で定める看護・介護体制の整った病院に係る入院医療費及び老人訪問看護療養費（衆議院修正による追加）について公費負担割合を三割から五割に引き上げる。

#### 三、一部負担金の額の改定

1 一部負担金の額について、平成三年度及び四年度においては、外来は一月につき九百円、入院は一日につき六百円とし、平成五年度及び六年度においては、外来は一月につき千円、入院は一日につき七百円とする（衆議院修正。政府原案では平成三年七月から外来一月につき千円、入院一日につき八百円）。

なお、低所得者についての入院一部負担（一日につき二百円、二か月限度）は現行どおりとする。

2 一部負担金の額については、平成七年度以降全国消費者物価指数を指標として改定する（衆議院修正。政府原案では平

成四年度以降一月当たり外来医療費、一日当たり入院医療費の変動率に応じて改定する)。

#### 四、その他

- 1 当分の間、家庭での介護が困難な初老期痴呆の状態にある者については、六十五歳未満の者であっても、老人保健施設を利用できるものとし、その費用は、健康保険等から、療養費を支給する。
- 2 国は、老人の心身の特性に応じた介護方法及び介護用具等の研究開発の推進に努めなければならない。
- 3 政府は、老人の心身の特性に応じた適切な医療が行われるよう、医療その他のサービスの質に関する評価方法の研究に努めるとともに、医療に要する費用の額の包括的な算定等当該費用の額の算定の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、病院等において行われる付添看護等に関し、老人がその心身の特性に応じこれらの看護とその他の医療を一体的的な管理の下に適切に受けることができるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。

#### 五、施行期日

この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、老人訪問看護制度、老人訪問看護療養費に係る公費負担割合の引上

げ及び介護方法・介護用具等の研究開発については、平成四年四月一日から施行する（衆議院修正）。

#### 一、修正要旨

##### 一、公費負担関係

老人医療の公費負担割合を二割から五割に拡大する対象として、精神病院の病床のうち痴呆性老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものに係る給付に要する費用を加えること。（平成四年四月一日から施行）

#### 二、検討条項関係

- 1 改正後の老人保健法第二十八条の二の規定による一部負担金の額の改定に当たって、一部負担金の額が老人の負担能力等を考慮して過大な負担になるおそれがある場合においては、一部負担金の額の改定措置の在り方について総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとすること。
- 2 1に規定するもののほか、老人保健法による老人保健制度については、老人保健制度の目的を踏まえ、その実施状況、老人医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用の負担の在り方について検討が加えられるべきものとすること。

### 委員長報告

ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、老人の保健、医療及び福祉にわたる総合的な施策の一環として、老人について適切な看護及び介護に係るサービスを提供するため、老人保健制度において、老人訪問看護制度を創設するとともに、老人保健制度の長期的な安定を図るために、老人保健施設の療養費等に係る公費負担割合の引上げ、一部負担金の額の改定、一定の指標に基づいた一部負担金の額の改定等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、公費負担割合の引上げ対象に老人訪問看護療養費を追加すること、一部負担金の額の引上げ幅を縮小すこと等の修正が行われております。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、老人訪問看護制度のあり方、公費負担の拡大、一部負担金の額のあり方、一部負担金の額のスライド制の歯止め、保険外負担の解消策、保健医療・福祉マンパワー対策等の諸問題について質疑が行わされました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わりましたところ、前島理事より、自由民主党、日本

社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の五会派共同提案に係る修正案が提出されました。修正案の要旨は、公費負担割合の引上げ対象に、精神病院の病床のうち、痴呆性老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものに係る給付に要する費用を追加すること、老人の負担能力等を考慮して、過大な負担になるおそれが生ずる場合においては、一部負担金の額の改定措置のあり方について総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとすること等の規定を加えるものであります。

なお、本修正案は、予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、下条厚生大臣より、やむを得ない旨の発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より修正案並びに修正部分を除く原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（第二百一十回国会開法第六八号）

要旨

本法律案は、最近における廃棄物の発生量の増大及びその質の多様化等に伴い、廃棄物の適正な処理が困難となっている状況にかんがみ、廃棄物の排出の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を確保するため、廃棄物処理計画に基づく計画的な廃棄物の処理の推進、事業者等への廃棄物の適正処理に関する協力要請、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理の基準の設定、廃棄物処理業の許可の更新制度及び廃棄物処理施設の設置の許可制度の導入、廃棄物処理センターを指定する制度の新設、罰則の強化等の措置を講ずるとともに、新たに平成七年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画を策定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

1 法律の目的に関する事項

廃棄物の排出を抑制すること、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを法律の

目的規定に明記する。

2 廃棄物に関する責務に関する事項

国民及び事業者については、廃棄物の適正処理に関する国及び地方公共団体の施策への協力の責務を設けることとする。また、国及び地方公共団体については、国民及び事業者の意識の啓発に努める責務を設けることとする。

3 廃棄物の計画的処理に関する事項

廃棄物の減量等の観点から、市町村の一般廃棄物処理計画及び都道府県の産業廃棄物処理計画の内容を充実するとともに、市町村長又は都道府県知事は、多量に廃棄物を排出する事業者に対し、廃棄物の処理に関する計画の策定を指示できることとする。

4 廃棄物の減量化及び再生に関する事項

市町村の一般廃棄物の減量等の施策に協力するために廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員制度及び廃棄物再生事業者の登録制度を新たに設けるとともに、市町村の処理手数料については、一般廃棄物の特性、処理に要する費用等を勘案して定めることとする。

5 廃棄物の適正処理に関する事項

廃棄物処理業について許可要件の強化、許可の更新制の導入等を行うとともに、廃棄物処理施設については設置の許可

制、施設使用開始前の検査制の導入等により地域に信頼される施設の整備を推進することとする。

## 6 事業者の協力に関する事項

市町村における適正な処理が全国的に困難であると認められる一般廃棄物を厚生大臣が指定し、その一般廃棄物となる製品の製造者等に対し、市町村が協力を求めることができることとし、厚生大臣は、廃棄物となつた場合の適正処理の観点から、製造者等がその製品に必要な事項を表示すること等を指導するようその事業所管大臣に要請できることとする。

## 7 特別管理廃棄物に関する事項

爆発性、毒性等のため人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物として、新たに特別管理廃棄物という区分を設けることとする。特別管理産業廃棄物については、事業者に、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、処理を委託する場合の特別管理産業廃棄物管理票の発行等を義務付けるとともに、特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合には、新たに特別管理産業廃棄物処理業の許可を要することとする等その適正な処理を確保するための施策を講ずることとする。

## 8 廃棄物処理センターに関する事項

厚生大臣は、特別な管理を要する廃棄物等の適正かつ広域

的な処理の確保等を目的とした民法法人を廃棄物処理センタとして指定し、特別管理廃棄物、適正な処理が困難な一般廃棄物の処理等を業務として行わせることとする。

### 一、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正

#### 1 廃棄物処理施設整備事業に関する事項

地方公共団体が行う廃棄物処理施設整備事業に、廃棄物処理センターが地方公共団体の委託を受けて行うものを加えることとする。

#### 2 計画期間に関する事項

計画の期間を平成七年度までに改める。

### 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、廃棄物処理施設整備の計画期間に関する事項については、公布の日から施行する。

#### 修正要旨

##### 一、事業者の責務

製造、加工、販売事業者等は、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を

行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならないこと。

## 二、国の責務

国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用を図ること。

## 三、検討条項

政府は、廃棄物の処理の実態を勘査して、産業廃棄物管理票制度の適用範囲及び廃棄物が不法に処分された場合における適切かつ迅速な原状回復のための方策について、速やかに検討を加えるものとすること。

## 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案」は、廃棄物処理計画に基づく計画的な廃棄物の処理を推進すること、事業者等への廃棄物の適正処理に関して協力を要請すること、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理の基準を設定することとのほか、

廃棄物処理業の許可の更新制度及び廃棄物処理施設の設置の許可制度の導入、廃棄物処理センターを指定する制度の新設、罰則の強化等の措置を講ずるとともに、新たに平成七年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画を策定しようとするものであります。

委員会におきましては、事業者の責務の強化、不法投棄と原状回復、マニフェスト制度の適用範囲の拡大、廃棄物の再資源化、医療廃棄物の適正処理、バーゼル条約の批准との関連等について質疑が行われるとともに、地方行政委員会、商工委員会及び環境特別委員会との連合審査会を行うなど慎重に審査を進めて参りましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わりましたところ、前島理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の五会派共同提案に係る修正案が提出されました。修正案の要旨は、事業者及び国の責務を補強するとともに、マニフェスト制度の適用範囲、不法投棄の原状回復の方策について検討する規定を追加すること等であります。

次いで、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

次に、「麻薬関係」法律案について申し上げます。

両案はともに、先の第二百二十回国会において承認されました。「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」の批准に備え、国内法の整備を図ろうとするものであります。

「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案」は、我が国における麻薬及び向精神薬等の濫用の防止を図るため、麻薬向精神薬原料に係る届出制度を設ける等必要な規制を設けるとともに、国外犯の処罰等に関する措置を定めようとするものであります。

また、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案」は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るため、薬物犯罪に係る不法収益の隠匿等の処罰、不法収益の没収、疑わしい取引の届出等の麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法等の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、コントロール

ド・デリバリー制度の導入、不法収益のマネー・ローンダーリング防止策、捜査における人権保障等の問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をも

つて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

#### 麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案（第二百二十回国会閣法第九二号）

##### 要旨

本法律案は、国際間の人的物的往来が増大した今日において、薬物の濫用を一国の努力のみで解決することは極めて困難であり、国際的な協力の下に薬物の不正取引を防止する体制を整備していくことが不可欠である状況に鑑み、「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」の批准に備えるとともに、我が国における麻薬及び向精神薬等の濫用の防止を図るために、麻薬向精神薬原料に係る届出制度を設ける等必要な規制を設けるとともに、国外犯の処罰等に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、麻薬及び向精神薬取締法の一部改正

###### 1 麻薬向精神薬原料に関する規制

麻薬及び向精神薬の原料物質の輸出入、製造及び販売を業として行う者について届出制度を設ける等必要な規制を行う

こととする。

## 2 国外犯処罰規定の新設

外国でみだりに麻薬の輸出入、製造等を行った者を我が国で処罰できるようする等の罰則の整備を図ることとする。

### 一、大麻取締法、覚せい剤取締法及びあへん法の一部改正

外国でみだりに大麻、覚せい剤等の輸出入、製造等を行った者を我が国で処罰できるようする等罰則の整備を図ることとする。

### 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 委員長報告

三七ページ参照

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案（第二百二十回国会閣法第九三号）

### 要旨

本法律案は、麻薬、向精神薬等の薬物濫用問題の根本的な解決

のため、国際的な協力の下で、薬物の不正取引を監視する体制を整備するとともに、薬物犯罪による不法収益等をはく奪すること等薬物に係る不正行為が行われる要因を除去する必要がある状況にかんがみ、「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」の批准に備えるとともに、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るため、薬物犯罪に係る不法収益の隠匿等の処罰、不法収益の没収、疑わしい取引の届出等の麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法等の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、上陸及び税関の手続の特例

薬物犯罪の捜査のために必要と認められる場合には、入国情査又は通関の際に、規制薬物を所持する疑いのある者等の上陸等を認めることができる」とする。

### 二、疑わしい取引の届出、閲覧等

金融機関等は、その業務において收受した財産が不法収益である疑いがある場合には、必要な事項を主務大臣に届け出ることとし、検察官等は、その記録を閲覧することができることとする。

### 三、罰則

不法収益の発生の原因やその取得等につき事実を仮装し、又

は不法収益を隠匿した者等を新たに処罰の対象とすることとする。

#### 四、没収、保全及び国際共助手続

不法収益である財産につき没収及び追徴の制度を整備するとともに、没収等のための保全及び没収等に関する国際共助の手続きを定めることとする。

#### 五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

三七ページ参照